

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令について

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成 29 年内閣府令第 38 号。以下「改正府令」という。)が本日公布・施行されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

第 1 改正の趣旨

本年 7 月 18 日の社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付(同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務において、添付書類の省略を可能とすること等のため、児童手当法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 33 号)について所要の改正を行う。

なお、個人番号の取扱いについては、個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」に従い、適正に行われたい。

第 2 改正の内容

- 1 支給要件児童が属する世帯全員の住民票の写しの省略(第 1 条の 4、第 6 条、第 12 条、様式第 2 号、様式第 4 号、様式第 6 号、様式第 8 号関係)

支給要件児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄が記載されたもの()を確認することとしたこと。

情報連携ネットワークシステムにおいて、住民票関係情報の連携により、省略可能となる。

- 2 請求者及び配偶者等()の所得証明書の省略(様式第 2 号、様式第 6 号関係)

請求者及び配偶者等について、地方税情報の連携のため、その年(1 月から 5 月までの月分の児童手当については、前年とする。)の 1 月 1 日において現住所地の市町

村の区域内に住所を有しなかった場合の住所の記載欄を追加することとしたこと。

2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。

3 公的年金制度の種別（様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第7号関係）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行（平成27年10月1日）に伴い、公務員及び私学教職員が厚生年金に加入するとされたことを踏まえ、公的年金制度の種別欄において私立学校教職員共済、国家公務員共済及び地方公務員等共済を、厚生年金保険の内訳として位置づけることとする事としたこと。

4 その他

（1）様式第5号、様式第9号、様式第14号

所要の改正を行うこととしたこと。

（2）児童手当・特例給付認定請求書、額改定認定請求書・額改定届（公務員用）

「個人番号の利用開始にあたっての児童手当に関する事務に係る留意点等について」（平成27年12月18日府子本第428号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）で示した公務員用の児童手当・特例給付認定請求書、額改定認定請求書・額改定届についても、第2の1及び2の内容の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

施行期日は平成29年7月3日であること。

第4 経過措置

- 1 改政府令の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
- 2 改政府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。